

高木賞記念資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、高木賞記念資金に関し必要な事項を定めることを目的とする。高木賞は、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下「この法人」という。）の名誉会長であった故高木憲次博士（東京大学名誉教授、日本整形外科学界の泰斗、日本の肢体不自由児の父と称される医師。昭和38年逝去）のご遺族より、この法人の学術活動に顕著な貢献をした会員の表彰に使うことに使途を特定して寄贈された寄付金を基に設けられたものである。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、高木賞記念資金を設けることができる。

2 高木賞記念資金は、5年ごとに開催される記念学会における高木賞表彰に充当するための資金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項に規定する交付者の定めた使途に充てるために保有している資金とする。

(積立)

第3条 高木賞記念資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 1 国債、地方債及び政府保証債
- 2 金融機関の預貯金
- 3 貸付信託、金銭信託及び公社債信託

(運用益)

第4条 高木賞記念資金から生ずる運用益については、高木賞表彰に使用し、又は当該資金に積み立てるものとする。

(取崩)

第5条 高木賞記念資金は、高木賞表彰に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、高木賞記念資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第6条 この規程及びその写しは、当該高木賞表彰に係る費用を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所へ備え置き、法定の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。